

## 社外役員独立性判断基準

株式会社オカムラ（以下「当社」という）は、当社における社外役員の独立性基準を以下のおり定め、各社外役員（その候補者も含む。以下同様）が次の要件のいずれにも含まれないと判断される場合に、当該各社外役員が独立であるものとみなします。

1. 当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行取締役及び使用人（以下「業務執行者」という）。また、最近3年間における業務執行者。
2. 当社の現在の大株主（注1）又はその業務執行者。また、最近3年間ににおいてこれらに該当する者。
3. ①当社の主要な取引先（注2）（販売先）又はその業務執行者。また、最近3年間ににおいてこれらに該当する者。  
②当社の主要な取引先（注2）（仕入先）又はその業務執行者。また、最近3年間ににおいてこれらに該当する者。  
③当社の主要な借入先（注3）又はその業務執行者。また、最近3年間ににおいてこれらに該当する者。
4. 当社から過去3年平均にて役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、又は法律専門家。
5. 当社から過去3年平均で年間1,000万円を超える寄付を受けている者又はその業務執行者。
6. 近親者（配偶者及び二親等内の親族をいう）が上記1から5までのいずれかに該当する者（但し、業務執行者については、重要な（注4）者に限る）。
7. その他、上記にて考慮されている事由以外の事由で、当社の一般株主との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者。

注1：「大株主」とは、当社株式に係る議決権を10%以上保有する株主をいう

注2：「主要な取引先」とは、当社の製品等の販売先又は仕入先であって、過去3事業年度における年間平均取引金額が当社の連結売上高又は相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう

注3：「主要な借入先」とは、当社の借入金残高が直近事業年度末において、当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう

注4：「重要」とは役員・本部長・部長クラスの者をいう

以上